

# 令和3年度 一級・二級・木造建築士定期講習 受講のご案内

建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習(以下「建築士定期講習」)を受講することが義務付けられています。

## 対象者

平成30年度(2018年)(2018.4.1~2019.3.31)に建築士定期講習を受講した方は(2021.4.1~2022.3.31)が受講となりますのでご注意ください。前回受講番号(182E-の方)

## I 受講申込関係書類の配布期間・受講申込書の受付場所

### (1) 配布期間 受講申込書は、随時配布しております。

午前9時00分~午後4時30分(ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。)  
公益社団法人千葉県建築士事務所協会HPからもダウンロード出来ます。

URL <http://www.chiba-jk.or.jp>

### (2) 受付場所 公益社団法人千葉県建築士事務所協会

千葉市中央区本町2-1-16 千葉本町第一生命ビル2階  
午前9時00分~午後4時30分(ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。)  
※郵送による受講申込みを希望する方は、簡易書留により送付して下さい。  
その際必要書類と84円切手を貼った宛先明記の受講票返信封筒を同封して下さい。

## I 受講手数料 12,980円(消費税、テキスト代を含む) ※DVDによる講習となります。

## I 会場コード及び講習日・講習会場 ※人数等により講習日に変更が生じる場合があります。

### 対面方式

講習日	講習会場	受付期間	会場コード	募集人員
令和4年3月11日(金)	千葉市民会館特別会議室2	2月1日(火)~2月28日(月)	2E-58	50名

## 受講期間

受講経験がある方の場合

建築士法施行規則  
17条の36  
[原則]  
受講経験あり

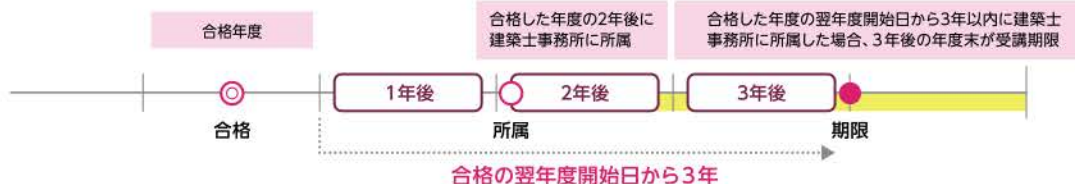


建築士法施行規則  
17条の37 ハ  
[例外]  
受講経験あり、前回受講から3年経過後に再所属



受講経験がない方の場合

建築士法施行規則  
17条の37 イ  
[例外]  
受講経験無し、合格の翌年度開始日から3年以内に所属



建築士法施行規則  
17条の37 ロ  
[例外]  
受講経験無し、合格の翌年度開始日から3年経過後に所属

